資料12

第４回住まい支援の連携強化のための連絡協議会

養護老人ホーム 及び
軽費老人ホーム・ケアハウスの概要

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
副会長　　瀬戸　雅嗣

令和６年６月19日

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの概要

■養護老人ホームとは

○ 養護老人ホームは基本的に、現在の環境（人的、住環境的等）での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置によって入所できる施設
○ 食事サービスや機能訓練、その他の日常生活で必要な便宜を提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援
○ 一部（25%程度）の施設では、施設と入所者の契約による契約入所も実施（措置ではない）
○ 自立準備ホームとして矯正施設退所者の受入に取り組んでいる施設あり

■軽費老人ホーム・ケアハウスとは

○ 60歳以上で、自立して生活することに不安がある身寄りのない人や、家族による援助を受けることが困難な人などが契約によって入居できる施設
○ 無料又は低額な料金で入居することができ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することで、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにする
○ DV被害者や支援困難者、矯正施設退所者等を受け入れている施設もあり

■費用

○ 養護老人ホーム、軽費・ケアハウスともに、前年度の収入によって段階的に変わる。
○ 養護老人ホームは概ね0～14万円程度、軽費・ケアハウスは概ね4～15万円程度。
○ いずれも居住にかかる費用や食費等の生活費を含む（介護保険自己負担は別途の場合あり）。

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの施設数と入所者

■施設数・現在員数・利用率

	施設数	定員数	現在員数	利用率
養護老人ホーム	930施設	61，040人	53，277人 （うち被措置者数51，970人）	87．3%
軽費・ケアハウス	2，331施設	95，656人	80，272人	83．9%

（出典）厚生労働省　令和4年度福祉行政報告例より

■入所者の状態

○ 養護老人ホームは、自立の方が多いが、要介護1～3も約4割を占める。

○ 軽費・ケアハウスは、要支援1・2で約3割、要介護1～3で約4割を占める。

（出典）全国老施協 第10回全国老人ホーム基礎調査より

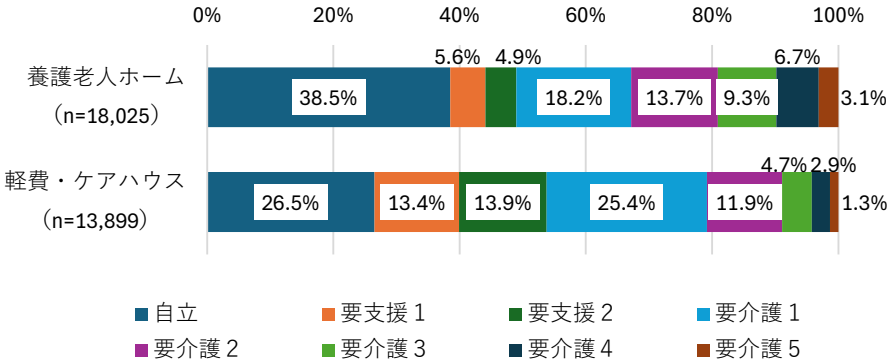

■特定施設入居者生活介護の指定状況

○ 要介護の入所者に対して、介護サービス計画に基づいた介護保険サービスを自施設で提供。

○ 養護老人ホームは約半数、軽費ケアハウスは2割程度で介護保険サービスを提供。

○ 介護が必要な状態になっても対応可能。

	施設数	特定施設の指定数	特定施設の割合
養護	930	447	48.1%
軽費	2,331	534	22.9%

（出典）厚生労働省　令和4年度介護サービス施設・事業所調査より

※特定施設の指定がなくても外部サービス利用で継続して入所可能

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスへの入所と取組

■入所直前の住まい

○ 自宅が最も多いが、医療機関と福祉施設からの入所も2～3割程度を占めている。

（出典）令和2年度老健事業「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」より

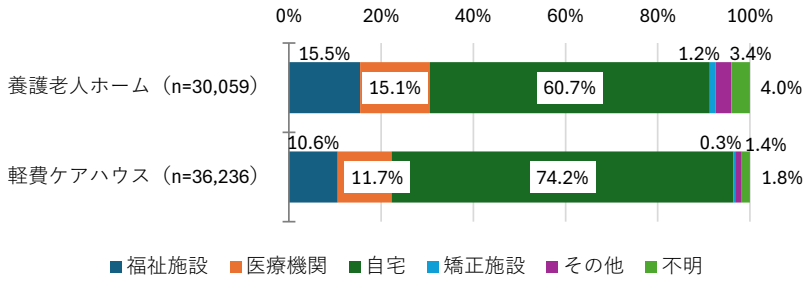

■入所した理由

○ いずれの施設も身体機能の低下・重度化が最も多い。

○ 生活困窮者や病院・施設退所後に戻る家がない・住所不定も一定数ある。

（出典）令和2年度老健事業「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」より

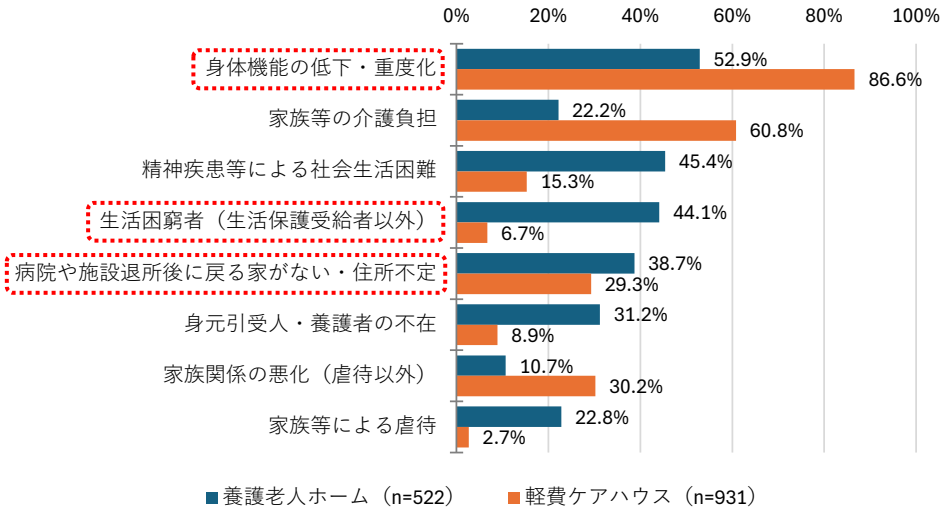

■自立準備ホームと居住支援法人の取組（養護）

○ いずれも実施施設は少ない状況にあるが、自立準備ホームは5割以上、居住支援法人は約4割の養護老人ホームが把握している状況。

（出典）全国老施協　令和5年度養護老人ホーム被措置者等調査より

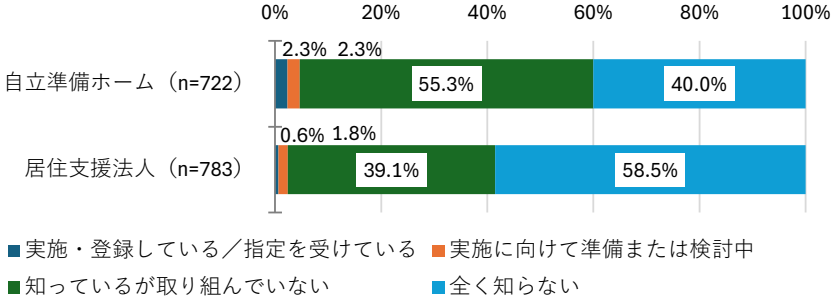

養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの入所者像と住宅確保要配慮者

■養護老人ホーム及び軽費老人ホーム・ケアハウスの入所者像（一部）

独居生活に不安のある方	年金が少ないなど所得の低い方	他施設では経済的負担が大きい方
精神的に不安がある方	地域から孤立して支援が必要な方	ホームレスの方
要介護認定を受けている方	入院中で退院先がない方	虐待を受けている方
認知症により生活に不安な方	賃貸住宅から立ち退きを求められた方	矯正施設を退所された方　等

■住宅確保要配慮者の範囲

①低所得者（月収15.8万円（収入分位25%）以下）
②被災者（発災後3年以内）
③高齢者
④障害者
⑤子ども（高校生相当まで）を養育している者
⑥住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者 ※

※
・外国人等（**虐待を受けた者、DV被害者、矯正施設退所者、生活困窮者など**）
・東日本大震災等の大規模災害の被災者
・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

「養護老人ホーム及び軽費老人ホームは居宅での生活が困難な低所得の高齢者に対する受け皿として非常に重要な役割を果たして」（R4.3.7 参・予算委員会 後藤厚労相答弁）いることから、「福祉サービスへのつなぎ」のつなぎ先の他、住宅確保要配慮者のうち、対象となる方々への居住支援の手段として、これらの施設の積極的な活用を含めた運用を希望します。

知っていますか？

地域共生社会の実現に向けた
養護老人ホーム
活用ハンドブック

活用しましょう!!

ハンドブックについて

○このハンドブックは、地域共生社会の実現に向けて、①行政や、②地域（医療）連携室などの医療機関、③社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員など地域の関係者の方々が、養護老人ホームを知り、養護老人ホームをより活用していただけるよう、それぞれ項目別にまとめたものです。

○特色のある6つの事例を紹介しています。養護老人ホームが単に施設入所だけはでなく、地域活動や地域支援に取り組んでいる姿と、地域での活動を実践するためのヒントを提示しています。

○行政や施設の関係者だけではなく、地域住民の方や地域において福祉に携わっていらっしゃる方にも、広く養護老人ホームを知っていただければ幸いです。

養護老人ホームとは？

○養護老人ホームは基本的に、現在の環境（人的、住環境的等）での生活が難しく、経済的にも課題がある65歳以上の高齢者が市区町村の措置（そち）によって入所できる施設です。

○食事サービスや機能訓練、その他の日常生活で必要な便宜を提供することにより、入所された方が自立した生活を送れるように支援します。

○養護老人ホームへの入所については市区町村長の措置（そち）（行政処分）決定が必要です。特別養護老人ホームとは施設と利用者との直接契約で入所ができる点で異なります。

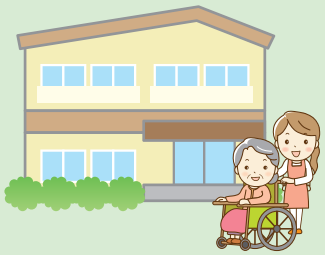

どんな人が対象なの？

養護老人ホームの入所者像（一部）		
独居の高齢者	要支援者（要支援認定を受けている方）	ホームレスの方
無年金など経済的に困窮した方	要介護者（要介護認定を受けている方）	以前に犯罪を犯した方
虐待を受けている高齢者	賃貸住宅から立ち退きを受けた方	他の法律に基づく施設に入所できない高齢者
身体的な障がいをお持ちの方	認知症や精神的な障がいをお持ちの方	

※このほか、緊急を要する短期入所など、例外的な入所もあります。

では、具体的にはどういう人が入所しているの？

自営業の息子さん家族と生活していたAさん。息子さんの家業が行き詰まり、息子さんとAさんの関係が悪化。息子さんはAさんに手を上げるようになってしまいました。
自宅での生活に不安を感じたAさんは家を出てしまい警察が保護。市役所の担当者との面談のうえ、自宅での生活が困難と市が判断し、養護老人ホームへ入所となりました。

入所後はAさんと息子さんの関係を市担当者が調整し、数か月後にAさんは息子さん家族と再度生活するようになりました。

在宅で一人で生活していたBさんは、軽い認知症を発症。生活への不安からか在宅生活に必要な年金を担保としてお金を借りたうえ、そのお金を生活費以外に使ってしまいました。生活が困難となったBさんは市役所に相談し、市が在宅での生活は困難と判断して、養護老人ホームへ入所となりました。

入所後、借りたお金の返済は終わりましたが、認知症も徐々に進行していることから、養護老人ホームでの生活を継続することとなりました。

入所までの流れは？

1．入所相談
市区町村の役所（役場）窓口、地域包括支援センター、民生委員、養護老人ホームなどに相談してみましょう。

2．申込
入所の申込みはお住いの市区町村の役所（役場）窓口で行います。

ポイント！ 養護老人ホームの職員が窓口に同行して申請のサポートをすることも有効！

3．調査
本人、その扶養義務者等に係る養護や心身、生計の状況、その他必要な事項について調査が行われます。

4．入所判定委員会
調査及び本人の健康診断等に基づき、措置の要否について判定します。

ポイント！ 開催は養護老人ホームの求めに応じて行われる場合もあります！

5．決定
市区町村長が、入所判定委員会の報告により、入所措置の要否を決定することになります。

6．入所

※入所までの流れなど具体的な内容については、お住まいの市区町村またはお近くの養護老人ホームへお問い合せください。

費用はどれくらいかかるの？

○費用は前年度の収入によって段階的に変わり、概ね「0～14万円程度」になります。

○「要支援」や「要介護」の認定を受けている入所者が、個別に介護サービスを契約して利用することや、その施設が「特定施設入居者生活介護*」の指定を受けている場合はその施設で介護保険のサービスを受けられますが、その分の費用（本人負担分）が必要となります。費用については、お住まいの市区町村またはお近くの養護老人ホームへお問い合せください。

*「特定施設入居者生活介護」とは、入所されている要介護者に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上の支援、機能訓練等を行うことです。

入所する方法は他にあるの？

○養護老人ホームへの入所は、基本的に市区町村の措置によりますが、住まいの確保や地域共生社会の実現の観点から、その養護老人ホームの定員の20%以内において、「契約入所」による受け入れを行っている施設もあります。

○例えば、デイサービスの利用者の家族が体調を崩し、自宅での生活が困難となったため、特別養護老人ホームへの入居が決まるまで入所したケースや、豪雪地域において冬に自宅で生活することに不安があるため、雪解けの時期になるまで入所しているケースがあります。

※契約入所の実施の有無は養護老人ホームによって異なり、すべての施設で実施しているわけではありません。また、措置入所が前提で、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないよう配慮したうえで、受入に余力がある養護老人ホームの場合に限ります。

※市区町村には①入所措置すべき者の適切な把握、②入所判定委員会の定期的な開催、③所在地以外の養護老人ホームも含めた広域的な施設の活用など、必要な者への措置制度の適切な活用が求められています。（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」（老高発0702第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知））

養護老人ホームと行政

措置（そち）制度ってなに？

○「措置（そち）」制度とは、行政（市区町村）が入所を希望する人や入所を必要と判断した人に、どのような支援が適切かを判断してサービスなどを行う制度です。特別養護老人ホームは施設と利用者の契約によりますが、養護老人ホームの場合は市区町村が委託して入所することとなり、市区町村長の決定が必要です。

よくある質問

Q：要介護や要支援など、要介護認定を受けている場合でも入所（申請）はできますか？

Q：要介護認定を受けている人は入れないと聞きましたが、本当に入所できないのですか？

A：要介護認定を受けていても、入所（申請）はできます。現在の老人福祉法では入所要件を「環境上の理由及び経済的理由」としています。これは「身体上若しくは精神上」の理由は問わないという趣旨で、「身体上若しくは精神上」の理由を有する方を措置（そち）（入所）の対象外とするものではありません。

国からの財政的な措置はないの？

○入所者からの費用を除き、養護老人ホームに措置された方に対して、その市区町村が負担する費用（養護老人ホーム保護費負担金）は従来、国庫負担金として市区町村へ予算化されてきましたが、その後の地方分権により平成17年度から一般財源化され、現在は地方交付税により国から市区町村へ財政的な措置が行われています。

○この養護老人ホーム保護費負担金等は、地方交付税を算定するために必要な人口や面積などの単位費用を計上して、養護老人ホームの被措置者数などに応じて補正を行い、各市区町村の需要額を算定しています。

養護老人ホームが期待されることは？

○市区町村が養護老人ホームへ期待することとして、今後の高齢者支援では「DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）」、これからの地域共生社会の実現に向けてでは「相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）」が最も期待されています。

【今後の高齢者支援において養護老人ホームへ期待する役割】（上位3つ）

①DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）	93.0%
②困難な生活課題を抱える高齢者への入所等支援	92.4%
③家族からの支援を期待することが困難な高齢者への入所支援	89.4%

【地域共生社会の実現に向けて養護老人ホームへ期待する役割】（上位3つ）

①相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）	68.5%
②孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復する参加支援の役割	65.5%
③支援を必要とする人とつながり続ける支援を担う役割	58.3%

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

〔事例1〕 要介護認定（要介護2）を受けている方の措置入所
― 養護老人ホーム A園（岐阜県） ―

入所に至った経緯

Aさんは、母親が亡くなってからは独居生活を送っていましたが、外出先で転倒して骨折し、入院した頃から認知症の進行が顕著にみられるようになりました。退院後は在宅への復帰は困難と判断されて有料老人ホームへ入居されましたが、精神面で不安定となり、乱暴な行為や施設を無理やり出ていこうとする行為から、その有料老人ホームを退所し、自宅に戻りました。

自宅では、デイサービスとヘルパーサービスを利用して常時支援を受ける環境で独居生活を継続していました。しかし、外出しても迷子となって帰宅できずに警察へ保護され、また物忘れもひどく、家事なども十分ではないなど、独居生活の継続は困難と思われる問題が多数みられるようになりました。この時、Aさんは80歳代で、「要介護2」の要介護認定を受けていました。

こうした認知症状の悪化により、Aさんの家族が担当のケアマネージャーへ相談し、そのケアマネージャーから施設へ相談がありました。また、Aさんを担当していたヘルパーからも、在宅での生活は困難であり、早期の施設入所が望まれるとの連絡もありました。

このような経緯から、家族も早く入所させたいとの意向が強く、Aさんの状態から養護老人ホームへの入所が適当との判断から、施設への措置入所となりました。

入所後の様子

Aさんは入所した当初、帰宅願望から精神的に不安定となることもありましたが、それまで利用していたデイサービスへ週1回通い、家族の方にも週1回程度の面会をお願いし、馴染みのある家族やデイサービス職員とのつながりを継続しました。また、入所する1か月前から施設で昼食を取る機会を設け、施設の環境や職員に慣れる時間を作りました。そうしたことから、Aさんも徐々に安定し、落ち着いた生活を送ることができています。

ポイント！ 要介護3以上の方を受け入れている施設もあります。

〔事例2〕 虐待（身体的）による緊急入所
― 養護老人ホーム B園（北海道） ―

入所に至った経緯

BさんはA県に生まれた後、B県へ転居し、結婚して2子をもうけた後にC市にて暮らしていました。子どもたちが独立し、夫と死別した後、単身でD県に転居し、その後、E市で長男家族と同居生活を送っていました。

長男家族との同居生活を始めた5年後、Bさんの友人であるCさんが、Bさんと久しぶりに会った際、Bさんから同居家族より暴力を振るわれているとの訴えがあり、身体にあざもあったことから、Cさんは地域包括支援センターへ相談しました。相談を受けた地域包括支援センターと市役所の保健師がBさんと面会し、その後も接触を続けたところ、同居家族と別居する意志が固いことを確認し、養護老人ホームへの入所申請を行いました。

しかし、その入所手続の期間中、CさんからBさんが同居家族から暴力を受けたとの相談が再びあり、緊急受入として対応、その後に養護老人ホームへの措置入所となりました。

入所後の様子

Bさんは80歳代でしたが、介護保険は未申請で、身体状況は自立している方でした。認知面は年齢相応でしたが、コミュニケーション能力は高く、施設職員との会話もスムーズでした。

Bさんは入所後、施設での生活にも慣れて、活動的かつ落ち着いて過ごしています。虐待が解消されたことで「安心した」との声も聞かれ、表情も和らいでいます。行政と地域包括支援センターがBさんの長男家族と話し合った結果、そのうちの家族が身元引受人となり、入所後に何度かBさんへ面会に訪れています。

行政、地域包括支援センター、養護老人ホームが連携し、それぞれに責務を果たしたことにより、養護者であるBさんと虐待を行ってしまっていた家族とで適切な距離感を保ちつつ、施設職員による見守りのもと、高齢者の尊厳を守ることができました。

ポイント！ この他にも経済的虐待や介護放棄、ホームレスなどの緊急的な一時保護による入所もあります。

養護老人ホームと地域（医療）連携室

医療機関からは入所しているの？

○9割以上の養護老人ホームには、医療機関から入所している方がいます。

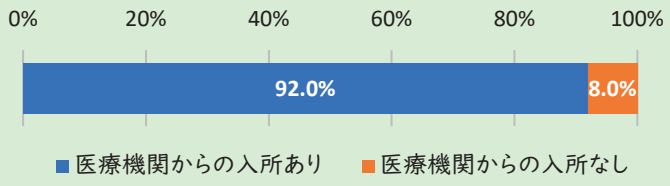

医療的ケアが必要な入所者はいるの？

○半数以上の養護老人ホームでは、医療的ケアを必要としている方が生活しています。

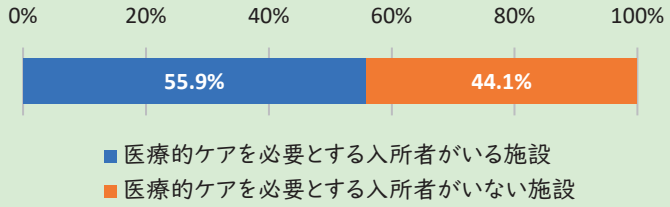

看取りは行っているの？

○約半数の養護老人ホームでは、看取りを行ったことがあります。

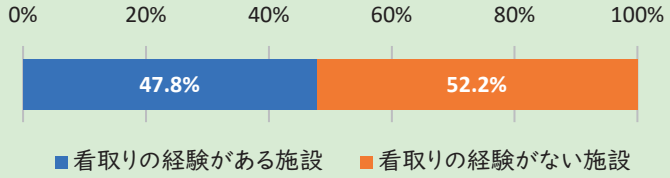

○約半数の養護老人ホームが今後、看取りに取り組む意向があります。

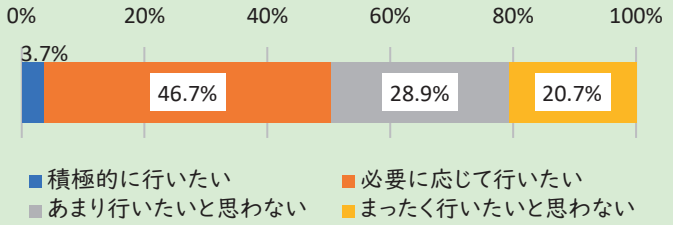

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

措置入所と契約入所のちがいは？

○養護老人ホームへの入所は基本的に措置入所によるもので、申込や調査などの必要な手続きを経た後、必要な方に対して市区町村長の決定により市区町村が養護老人ホームに委託して入所することとなります（2ページ参照）。

○その中で、措置入所が必要な者に支障を及ぼさないように配慮したうえで、受入に余力がある場合に限り、居住に課題を抱える方への活用として、養護老人ホームと入所者の直接契約による入所（契約入所）もあり、退院された方などによる利用例があります。

CASE1

心不全で入院していた60歳代の男性は、退院後に自分での食事や健康の管理が難しく、家族からの援助も期待できずに経済的に厳しい状況にあったことから、養護老人ホームへ措置入所となりました。

CASE2

糖尿病の悪化で入院した70歳代の男性は、退院後すぐに自宅での生活は難しく、同居する家族への負担も大きいことから、利用可能な施設が決まるまでの間、養護老人ホームへ契約により入所しました。

CASE3

80歳代の女性は、病院を退院後に本人の希望で自宅で生活していましたが、同居していた家族より介護が大変との相談があり、特別養護老人ホームへの入所が決まるまで契約により入所しました。

※ただし、契約入所はすべての養護老人ホームで行っているわけではありません。また、契約に関する書類や利用料金等は、契約入所を実施している養護老人ホームによって異なります。

〔事例3〕 地域（医療）連携室からの相談による措置入所
― 養護老人ホーム C園（福岡県） ―

地域（医療）連携室との連携

月1回程度、施設のパンフレットを持参して地域（医療）連携室を訪問し、養護老人ホームの周知のために制度や仕組みを説明しつつ情報収集を行い、関係づくりに努めています。そうしたことから、地域（医療）連携室より退院できる状態の患者が退院後の自宅での生活に困難があり、入所できる施設を探しているとの問い合わせや、介護施設には該当しないが帰る家も行き場もなく困っているなど、退院予定の患者に関する相談が寄せられるようになりました。入所に至らないケースもありますが、その場合は別のところにつなぎ、以前と比べて措置入所に該当しそうな方の相談が頻繁になりました。また、施設見学も随時行っており、地域（医療）連携室の方にも積極的に見学してもらい、養護老人ホームがどのような施設なのか、入所者の生活の様子など、その生活環境も理解してもらっています。

入所に至った事例の経緯

60歳代のAさんはB県で生まれ、高校を卒業後、建築関係の会社をいくつか経た後に独立し、大工として自営業を営んでいました。結婚はするも子どもはおらず、離婚して独居生活となった後、施設所在地のC市へ移住し、日雇いの仕事をしながら生活していました。

その後、慢性心不全で緊急入院し、改善が見られたために退院許可となりましたが、自分で食事や健康の管理は難しく、仕事にも就けないために経済的にも厳しい状況でした。親族はいるものの姉とは疎遠であり、近くに住んでいる妹にはこれまで何度も金銭的要求をしていたため、妹からの援助も難しく、戻る家もない状況でした。そうしたことから、地域（医療）連携室より施設へ相談があり、生活相談員と家族とで市役所へ相談に行き、入所を申請しました。

入所後の入所者の様子

入所された当初は、他の入所者との年齢差があり、なじむまでに時間がかかりましたが、徐々に職員にも心を開き、積極的に話をするようになりました。自転車で近隣まで散歩に出かけて気分転換を図り、規律を守りつつ楽しみながら生活しています。入所後は家族への金銭的要求もなく、家族との関係も良好です。

ポイント！ 養護老人ホームへの入所の場合、まずは養護老人ホームの生活相談員へお尋ねください。

〔事例4〕 地域（医療）連携室からの契約入所
― 養護老人ホーム D園（山梨県） ―

入所に至った経緯

Aさん（70歳代、男性）はB県で内縁の方と生活していましたが、脳梗塞により失語症も併発しました。そのため、入院により治療を行い、その後はリハビリテーション病院へ転院しましたが、自宅で同居していた方も高齢のため、退院後のAさんの面倒を見ることが難しい状況でした。

そこで、病院の地域（医療）連携室の生活相談員がAさんの親族を探したところ、山梨県内に親族のCさんがいることが分かり、Cさんも「Aさんが県内にいる状況であれば協力できる」とのことでした。しかし、両者は長年、交流がない状態で、CさんもAさんの状況を把握しておらず、退院後すぐに同居することに不安を感じていました。

そうしたことから、地域（医療）連携室の生活相談員は、Aさんの状態から養護老人ホームへの入所が妥当と考え、Cさんのいる山梨県内の施設を探していました。ただし、B県から県外への措置はできず、施設所在地の自治体でも措置はできない状況でしたが、個人による契約であれば可能とのことで、契約による入所となりました。

入所後の入所者の様子

Aさんは入所後、施設での生活にすぐに慣れ、簡単な会話であれば口頭で受け答えもでき、日常生活において施設職員はAさんへ声掛けを行う程度でほぼ自立した生活を送っていました。親族であるCさんもAさんの様子を見て、同居することができると判断し、自宅を改修して生活環境を整備しました。その後、Aさんは退所されてCさんと一緒に穏やかな生活を送っています。

ポイント！ 諸事情からすぐに措置入所が難しい場合、契約入所の後に措置入所となるケースもあります。

※事例1～4につきましては、個人情報保護の観点から施設名を伏させていただきました。

養護老人ホームと地域共生社会

地域共生社会ってなに？

○「地域共生社会」とは次のように示されています*。

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

*「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）最終とりまとめより。

○この「地域共生社会」の実現をめざし、養護老人ホームは行政や社会福祉協議会、民生委員などの関係機関と連携して、地域の高齢者の生活を守ります。

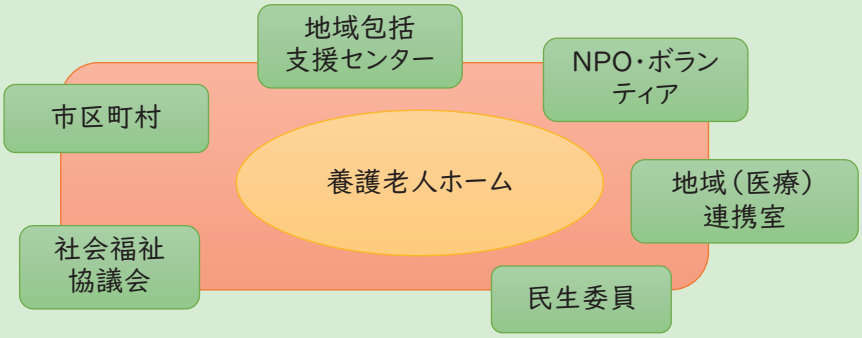

地域の高齢者の不安とは？

○地域で暮らす高齢者の不安には、例えば、次のようなことがあげられます。

○こうした地域の高齢者に関する不安（または高齢者が抱える困りごと）について、「地域共生社会」の実現に向けて、養護老人ホームが解決の糸口となれる場合があります。

養護老人ホームはどこにあるの？

○養護老人ホームは全国で947施設あります（2020年4月現在*）。

○全国の1,741市区町村のうち、養護老人ホームは689市区町村に所在しています*。

○お住まいの市区町村に養護老人ホームが所在していない場合でも、近隣の市区町村には所在していますので、まずはお住いの市区町村や地域包括支援センター、お近くの養護老人ホームなどへお気軽にお問い合わせください。

*各都道府県や指定都市などのホームページ掲載の施設一覧における集計結果によります（2020年4月現在）。

〔事例5〕空き家を活用した生活困窮者への支援
― 養護老人ホーム常楽荘（大分県豊後大野市）―

空き家を借り上げて運営している「くすのきハウス」

元気になって労働者として配食をお手伝いする入居者

活動のきっかけと経緯

常楽荘のある豊後大野市は、県下でも高齢化率がとても進んでおり、施設へ入所される高齢者も多くいる地域です。法人では、平成21年4月に市から養護老人ホームが譲渡されて以来、事業を運営していく中で、施設への入所に依存するのではなく、在宅での生活を継続するために何かできることがあるのではないかと考えて、市と協議を重ねてきました。

そこで、厚生労働省の「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」に応募し、平成26年度から3か年で事業を実践してきました。平成29年度からは市の独自事業として委託を受けて事業活動に取り組んでいます。

活動の目的と概要

活動の対象は、介護保険の入り口付近にいる方で、生活力が低下してしまい、不安定な生活を送っている人々であり、「施設じゃなくても地域で暮らせる」を合言葉に共同生活を開始するというもので、空き家を活用した低所得高齢者等への生活支援です。地域の方々との関わりを大切にしながら、地域住民として暮らしていくことを目標としています。

施設に近く、タイムリーに生活支援ができる範囲で、それぞれ「くすのきハウス1」「くすのきハウス2」と名付けられた2つの空き家に、対象となる方が入れ替わりながら、常時2～4名の方々が同居されています（この他にも民家ではない2つの「くすのきハウス」があります）。

施設の職員は「くすのきハウス」に常駐はしていませんが、その日の生活状況の確認や血圧測定などの健康管理、施設での食事の提供、ハウスの清掃など、必要最低限な生活支援のほか、地域の行事への同行などを行っています。

活動の運営方法

「くすのきハウス」への入所は、まず窓口である市の高齢者福祉課へ申し込み、関係者による「くすのきハウス」への入所判定会議で決定します。費用は1日1,900円ですが、減免となる場合もあります。また、市が事務局となり、医療をはじめとした幅広い関係者で構成される「企画委員会」にて、この活動の具体的な運営内容が協議されます。そのほか、法人が事務局となり、「くすのきハウス」のある自治会長や民生委員など、直接関係している方々で構成された「運営委員会」にて、「くすのきハウス」の住人への具体的な支援内容や入居後の報告等が行われています。

さらに、近年では市の担当者や包括支援センターの職員、相談者などが一同に会して入所を検討する仕組みができ、これらの委員会や会議により、困っている「今」に即、対応できる支援づくり体制が築かれています。

事業に係る費用は市からの委託金の他、施設の負担分もありますが、それらは公益的活動に位置付けています。

活動の成果

奥様に先立たれてごみ屋敷と化してしまったご自宅に住んでいた方や、アルコール依存症などから家族とは絶縁状態となり、借金を抱えていた方など、それまでの生活で困窮されていた方々が「くすのきハウス」に入居されています。

全く知らない者同士の共同生活の中で、衣食住の環境が整うと元気を取り戻し、地域での草刈りや剪定作業、施設内の畑での野菜の栽培、グループホームやデイサービスセンターへの配食のお手伝いなど、労働者として地域に出かけて作業をしています。夢も希望も潰えた人々に再生の機会を提供することができ、再び輝ける人生を送られています。また、職員自らの仕事に対する自己評価にもつながっています。

今後の展望

現在、「くすのきハウス」では週1回、地域住民の方々へサロンとしてリビングを開放し、「くすのきハウス」の住人や施設の入所者も参加しています。職員による生活支援以外でも、地域の方々が住人の様子を見守ってくれています。今後も、地域で安心して暮らせるよう、市や関係者、地域と連携・協力しながら、地域で生活に困窮している方々への支援を続けていきます。この活動を通して、養護老人ホームの持つ本来の役割や機能が、改めて地域の中で評価されるはずです。

養護老人ホームの地域における活動の意義

どうして施設が地域で活動するの？

○平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を責務となりました。

○高齢者をはじめ子どもや障がい者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現がうたわれています。

○社会福祉法人の公益的な性格から、入所者の福祉ニーズに対応することはもちろん、今ある制度で対応が難しい地域のニーズを積極的に把握して、地域の関係者などと連携を図りながら対応していくことが求められます。

○養護老人ホームが考える施設の役割として、今後「DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）」、「相談を受け止める役割」が最も担うべき役割と捉えています。

【今後の高齢者支援において養護老人ホームが担うべきと考える役割】（上位3つ）

①DVや虐待被害を受けた高齢者の緊急的な保護（シェルター）	97.9%
②困難な生活課題を抱える高齢者への入所等支援	96.9%
③家族からの支援を期待することが困難な高齢者への入所支援	94.4%

【地域共生社会の実現に向けて養護老人ホームが担うべきと考える役割】（上位3つ）

①相談を受け止める役割（断らない・他へつなげる相談支援）	90.2%
②支援が必要な人とつながり続ける支援を担う役割	85.0%
③孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復する参加支援の役割	84.2%

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

施設が活動している内容やメリットは？

○養護老人ホームの役割や活動のメリットから、地域に出て、地域とつながり、地域を知ることで、施設が地域共生社会実現の一翼を担うことができ、施設が地域の課題に取り組むことにより、その地域での施設の信頼性や存在意義を高めることにつながります。

養護老人ホームにおける地域活動の内容

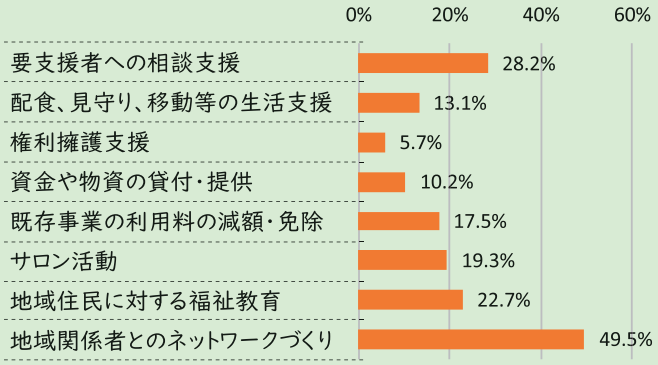

養護老人ホームにおける活動のメリット

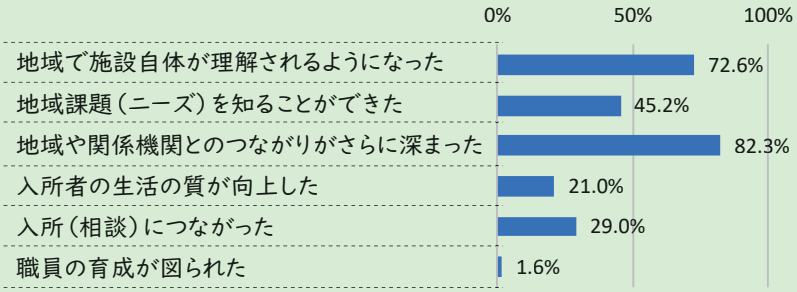

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

〔事例6〕多彩な活動により地域とともに生きる社会をめざして
― 養護老人ホーム鳥取市なごみ苑（鳥取県鳥取市） ―

活動のきっかけと経緯

法人では、社会福祉法人の役割として「地域への取り組み」が重要であると考えてきました。そこで「地域の勉強会」を開いて地域住民の方々にご参加いただき、介護や福祉を取り巻く現状と地域が抱えている課題について考え、たくさんの意見をいただきました。その中には「窓口がよく分からない」「施設や介護保険について知りたい」といった声があり、この勉強会を通じて①相談窓口としての機能、②地域のニーズを知る努力、③幅広いニーズへの対応、④講師派遣と自己研鑽が求められることを感じ、2015年頃から下記の各種活動につながっていきました。

①介護技術講習会

施設の職員が講師となり、広く地域の方を対象として介護技術に関する講習会を年1回、定期的に行っています。「高齢者の心理の理解」とする講義や、片側の腕と足を固定させ、半身まひを想定したうえでの衣類の着脱操作や杖歩行、階段昇降などの疑似体験が内容です。

参加者からは、本人の不安や苛立ち、行動範囲が制限されることの苦労、さりげない支援による人の温かさといった気付きが得られ、この講習会をきっかけに地域住民の輪が広がっています。また、私たちも改めて身が引き締まるとともに、地域とつながっている喜びを感じています。

介護技術講習会での講義と疑似体験

②社会復帰を目指す方への貢献活動

施設では、社会貢献活動の一環として触法の方を受け入れ、社会復帰を目指す方への支援を行っています。この取組は、対象の方が高齢者施設などにてボランティア活動を行っている中で、保護監察官の方より施設へ支援の依頼があり、協力できるならと始めたものです。年に5～6名程度の依頼があります。

対象の方は、施設に2～3日通い、保護監察官の付き添いのもと、レクリエーションのお手伝いなど介護現場を体験します。若い方からご年配の方までさまざまであり、多くの人にとって介護現場は初めてで、中には高齢者と接すること自体が初めての方もいます。

その中で、10歳代で衝動性や共感性のなさが目立っていた方が、再受験した後に学校に通い始めたケースや、長い間無職であった40歳代の方が通所介護事業所へ就職したケースなどがあり、入所者と接することで人とふれあう喜びを感じた方が多くいます。また、入所者からしても、外部の方とふれあう機会となり、良い影響をもたらしています。

リーフレット配布と家族介護教室によるACPの啓発

③ACP（アドバンス・ケア・プランニング）*

施設では、以前に特養で勤務していた職員が終末期の希望を本人ではなく家族が決めていることに疑問を感じ、元気なうちに本人の希望を聞いておきたいとの想いからACPに取り組むようになりました。施設内では、職員の研修はもちろん、入所者への懇談会や入所者同士の話し合いの場を設け、家族の方にもその趣旨をご理解いただいたうえで、文書作成に取り組んでいます。

現在は、この取り組みを地域にも広げ、家族介護教室の開催やリーフレットの配付などにより周知啓発に努めています。ACPは本人の希望に沿いながら元気なうちに始めることが重要です。このACPを地域の文化として根付かせる活動を継続して行っていくことが、身寄りのない方たちや残されるご家族の一助になると考えています。

*ACPとは、将来の意思決定能力の低下に備えて、今後の治療・ケアなどについて、関係者と予め話し合うプロセスで、本人の気がかりなことや価値観、治療方針などの意向を、本人が信頼する誰かと繰り返し話し合って文書化することです。

今後の展望

施設では、この他にも地域の非営利団体と協力して「赤ちゃん先生プロジェクト」を実施しており、その非営利団体よりママ講師を赤ちゃんと一緒に派遣いただき、入所者と赤ちゃんとのふれあいから、入所者もママ講師も赤ちゃんも笑顔あふれる場となっています。また、入所者が地域に出かけてボランティア活動を行う取り組みも始めました。

法人の基本理念にもあるように、これからも入所者のために、そして地域のために、これらの活動を継続し、地域のニーズに応えながら、地域と「ともに生きる社会」を基調とした社会福祉の充実を目指していきます。

このページは、お手に取った方が自由にお使いいただける内容となっています。

ご家族や地域の方で生活にお困りの方はいませんか？

お近くにある養護老人ホームを探してみましょう！（施設名や連絡先など）

私たちが受け止めます。お気軽にご相談ください。（養護老人ホーム施設使用欄）

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」

令和3年3月
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
TEL:03-5211-7700 ／ fax:03-5211-7705 ／ MAIL: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp

知っていますか？

地域共生社会の実現に向けた
軽費老人ホーム・ケアハウス活用ハンドブック

活用しましょう!!

ハンドブックについて

○このハンドブックは、地域共生社会の実現に向けて、地方自治体や地域連携室などの医療機関、社会福祉協議会や地域包括支援センター、民生委員など地域の関係者の方々が、軽費老人ホーム・ケアハウスを知り、軽費老人ホーム・ケアハウスをより活用いただけるよう、まとめたものです。

○特徴のある6つの事例を紹介しています。軽費老人ホーム・ケアハウスが単に施設入居だけではなく、地域活動や地域支援に取り組んでいる姿と、地域での活動を実践するためのヒントを提示しています。

○行政や施設の関係者だけではなく、地域住民の方や地域において福祉に携わっていらっしゃる方にも、広く軽費老人ホーム・ケアハウスを知っていただければ幸いです。

軽費老人ホーム・ケアハウスとは？

○60歳以上で、自立して生活することに不安がある身寄りのない人や、家族による援助を受けることが困難な人などが入居できる施設です。

○無料又は低額な料金で入居することができ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することで、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的としています。

具体的にはどんな施設なの？

○軽費老人ホーム・ケアハウスには、(1)軽費老人ホームA型、(2)軽費老人ホームB型、(3)ケアハウス、(4)都市型軽費老人ホームといくつかの種類があります。

○この表はあくまで制度上の説明です。実際は各施設で多様なニーズの方をさまざまな形で支援しています。

施設の種類	対象者	サービス内容	費用
軽費老人ホームA型	・高齢等のために独立して生活するには不安がある方 ・身体機能等の低下等がある方（ただし、B型は自炊ができる方となります）	・食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与、その他日常生活上必要な便宜を行います。	概ね月6.5万円～前年の収入額に応じて15万円程度
軽費老人ホームB型		・入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供します。 ・A型と比べて食事の提供がなく、自炊ができることが前提です。	概ね月4万円程度 ※B型は全国に12施設あります（※1）。
ケアハウス	・身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安がある方 ・家族による援助を受けることが困難な方	・食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供します。 ・個室化やバリアフリー対応などにより高齢者へ負担がかからない構造となっています。	概ね月9万円～前年の収入額に応じて15万円程度
都市型軽費老人ホーム		サービス内容はケアハウスと同様ですが、入居定員が20人以下で、原則として既成市街地等に設置される施設です（※2）。	

（※1）令和元年社会福祉施設等調査より。
（※2）既成市街地等とは首都圏、近畿圏、中部圏にある一定の区域をいいます（例：東京都23区など）。

○軽費老人ホーム・ケアハウスは、それぞれ地域でかけがえのない生活を継続する支援施設として役割を発揮しています。また、その施設が「特定施設入居者生活介護」（※3）の指定を受けることにより、介護ニーズに対応している施設もあります。多くの相談事にもお応えしていますので、詳しくは、お近くの軽費老人ホーム・ケアハウスへお問い合わせください。

（※3）入居されている要介護の方に対して、介護サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上ならびに療養上の支援、機能訓練等を行うことで、介護保険制度によるサービスが利用できます。

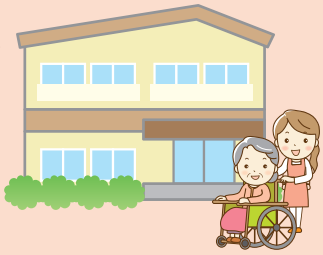

どのような生活不安を支えているの？

○軽費老人ホーム・ケアハウスには、例えば、次のような方々が入居されています。

軽費老人ホーム・ケアハウスへの入居者（一部）		
独居生活に不安のある方	病院退院後の生活に不安のある方	年金が少ないなど所得の低い方
精神的に不安がある方	入院中で退院先がない方	他施設では経済的負担が大きい方
要介護認定を受けている方	心身機能が低下した方	賃貸住宅から立ち退きを求められた方
認知症により生活に不安のある方	地域から孤立して支援が必要な方	食事を十分にとれていない方

※要介護認定を受けている方や認知症のある方の入居については、各施設へ個別にお問い合わせください。

具体的にはどんな例があるの？

CASE1
Aさんの場合

在宅でひとり暮らしだったAさんですが、高齢になり、自宅での日常生活が難しくなってきたうえに、調理や洗濯などの家事をしていても疲れることが多く、精神的・身体的負担になってきました。また、家族や親戚は遠くに住んでおり、頼れる人がいないため、今後の生活に不安を感じていました。

心配した民生委員が地域包括支援センターへ相談に行き、後日、Aさんと面談して住み替えの施設のひとつとして軽費老人ホームに入居されました。軽費老人ホームに入居されてからはできることは自分で、できないところは職員が支援し、介護保険制度などを使いながら不安なく安定した生活を送られています。

CASE2
Bさんの場合

3人兄弟の末っ子として生まれたBさんは、高校を中退後、建設現場の作業員として働いていましたが、いつしか反社会的勢力の一員として生活していました。60歳で再び建設現場の作業員として働き始めましたが、65歳の時に体調を崩して入院し、生活保護を受けることとなりました。

退院後に仕事を辞めて、頼れる親族もおらず一人暮らしをしていましたが、すさんだ生活を心配した近隣住民から市役所へ相談があり、市役所がケアハウスへ依頼して入居となりました。その後、食事や運動など規則正しい生活ができるようになり、健康も回復して元気に過ごしています。

CASE3
Cさんの場合

同居の孫から心理的、身体的虐待を受けていたCさんは、近隣の家に逃げ込み、警察に保護された後、市が介入して市内の養護老人ホームへ緊急保護入所しました。その後、市担当者から軽費老人ホームへの入居の問合せがあり、Cさんと施設の相談員が面談して施設へ入居しました。

入居後、Cさんは亡くなった息子さんの借金を肩代わりし、年金収入から月々返済していることが判明しました。しかし、入居の際の保証人もいないことから、財産管理も含めて成年後見制度の利用を検討し、法テラスを通じて裁判所へ弁護士代理の保佐人を申し立てました。そして、Cさんと施設、行政担当者、NPO法人、弁護士と連携しながらのCさんの生活全般の支援を行っています。

入居するにはどうするの？

軽費老人ホーム・ケアハウスは
全国にたくさんあります。
お住まいのお近くにもあります。

1．相談

まずはお住いの市区町村や地域包括支援センター、お近くの軽費老人ホーム・ケアハウスなどへ気軽に相談してみましょう。

○軽費老人ホーム・ケアハウスは、全国に2,311施設があります（2020年4月現在、※4）。
○全国の1,741市区町村のうち、軽費老人ホーム・ケアハウスは880市区町村に所在しています（※4）。

2．契約

軽費老人ホーム・ケアハウスは、高齢者ご本人と軽費老人ホームとの契約により入居することができます。もちろん、契約前に見学もできます。

○基本的な利用料は①サービス提供に要する費用、②生活費の合計になります。なお、それぞれの単価は自治体や施設によって違いますので、入居を希望する施設に確認が必要です。

3．入居

支援やサポートを受けながら、それまでの自宅と同じような生活を送ることができます。孤独を感じずに、安心して暮らせ、充実した日々が送れます。

○ケアハウス及び都市型軽費老人ホームの場合は別途、居住に要する費用（管理費）が必要となります。また、介護保険サービスを利用する場合はその費用（本人負担分）も必要となります。

※費用は市区町村によって異なります。

（※4）各都道府県や指定都市などのホームページ掲載の施設一覧における集計結果によります（2020年4月現在）。

軽費老人ホーム・ケアハウスでの生活

部屋はどうなってるの？

○軽費人ホーム・ケアハウスでは、どの種類の施設でも全室個室となっています。また、2人部屋もありますので、夫婦での入居も可能です。

入居者はどのような生活をしているの？

○軽費人ホーム・ケアハウスでは、老後の安住の場として、各施設においてレクリエーションや行事などのさまざまな活動を取り入れながら、明るく快適な生活を送っていただけるよう、入居者が1日を過ごしています。

○クラブ活動やサークル活動などでは、個性を発揮したり趣味を活かしたりして、入居者同士が親睦を深めています。日常の生活をより楽しんでもらえるよう、季節に応じた年間行事やイベントも催しています。

軽費老人ホーム・ケアハウスの1日（例）	
7:00	起床
8:00	朝食
9:00	健康体操、クラブ・サークル活動、イベント 自由時間（外出、散歩、買い物、洗濯）など
12:00	昼食
13:30	入浴、クラブ・サークル活動、散歩、イベント 自由時間（外出、散歩、買い物、洗濯）など
18:00	夕食
21:00	消灯・就寝

食事や外出は？

○季節や行事、食べる楽しみを大切にし、栄養はもちろんバランスのとれた献立やバイキング形式など、趣向に富んだ食事が提供されます。

○日課に基づいた1日の流れ以外に日常生活の制限は特にありません。届出があれば外出や外泊は自由にできます。

※これらは一例です。施設や情勢により内容は異なります。

介護を必要としている人は入居しているの？

○入居している方における介護保険の要介護認定の状態について、自立している方が入居している施設も多いですが、要支援から要介護2までの方も多くの施設で生活しています。

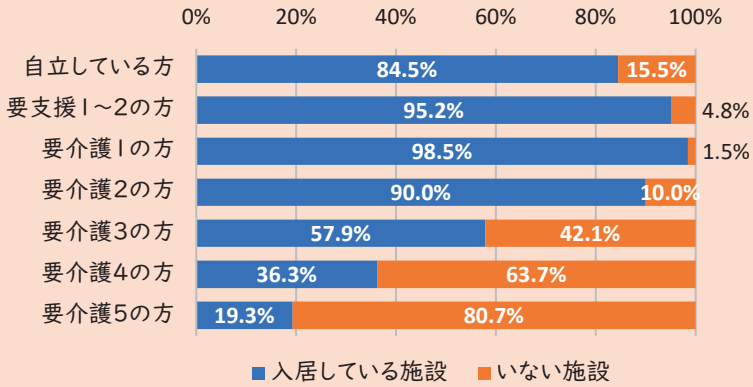

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

医療的ケアの必要な人や看取りは？

○入居された後、医療的なケアが必要となる場合もあります。そうした日常生活で必要とされる医療的な生活援助を求める方が入居している施設は37.2%あります。

○看取りを行ったことのある施設も25.2%となっています。最期の一瞬までその人らしく暮らしていける施設が増えてきています。

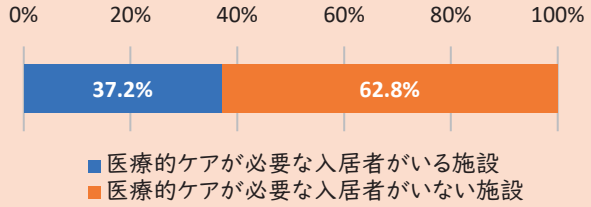

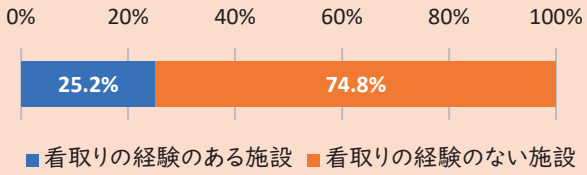

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

軽費老人ホーム・ケアハウスの地域における活動

○軽費老人ホーム・ケアハウスは歴史もあり、地域としっかりつながって、地域活動や地域支援に取り組んでいる施設が多くあります。地域の中で重要な社会資源となっています。

どうして施設が地域で活動するの？

○平成28年度の社会福祉法改正により、社会福祉法人は「地域における公益的な取組」を責務として取り組まなければならないとされました。また、高齢者をはじめ子どもや障がい者などすべての人々が地域で暮らし、生きがいをともにつくり、高め合うことのできる「地域共生社会」の実現がうたわれています。

○社会福祉法人の公益的な性格から、入居者の福祉ニーズに対応することはもちろん、今ある制度で対応が難しい地域のニーズを積極的に把握して、地域の関係者などと連携を図りながら対応していくことが求められます。

○施設が「担うべき」とする役割と、地方自治体（市町村）が施設に「求める」役割において、「相談を受け止める」「孤独を防ぎ、社会とのつながりを回復する参加支援」「支援が必要な人とつながり続ける支援」がそれぞれ多くなっています。

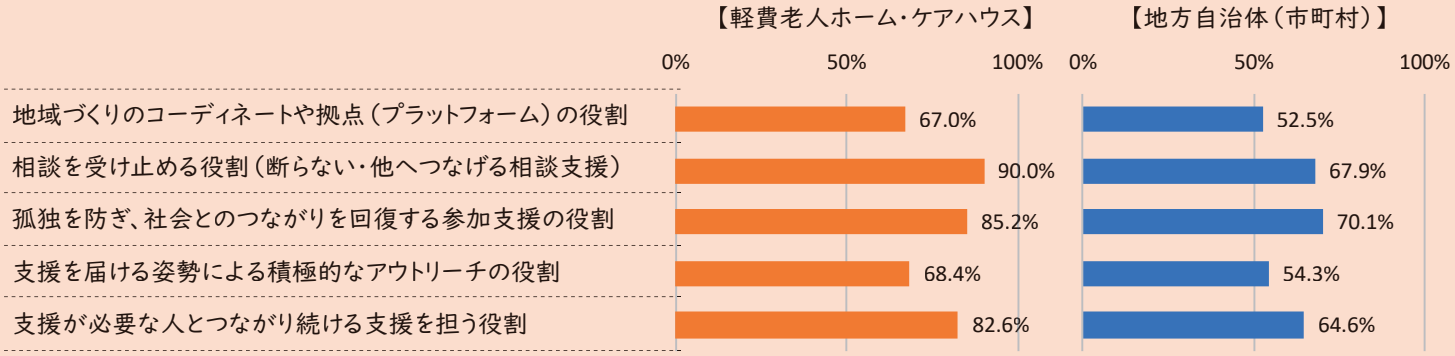

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

施設が活動している内容やメリットは？

○軽費老人ホーム・ケアハウスが行っている活動では、「地域関係者とのネットワークづくり」や「要支援者への相談支援」が多く行われています。

軽費老人ホーム・ケアハウスにおける地域活動の内容

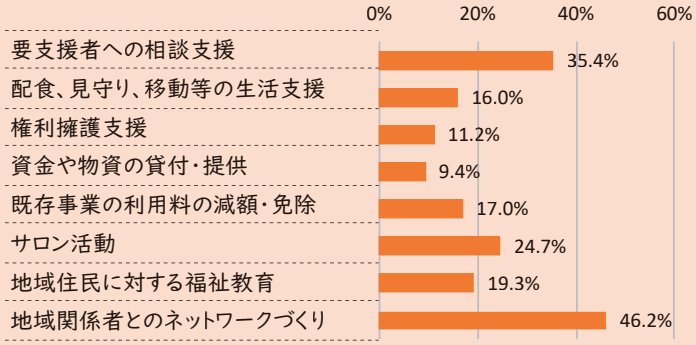

○活動によるメリットとしては、「地域で施設自体が理解されるようになった」ことや、「地域や関係機関とのつながりがさらに深まった」ことがあげられます。施設が地域の課題に取り組むことにより、その地域での施設の信頼性や存在意義を高めることにつながります。また、活動のきっかけとしては、「自施設（法人）での企画」が多い状況です。

軽費老人ホーム・ケアハウスにおける活動のメリット

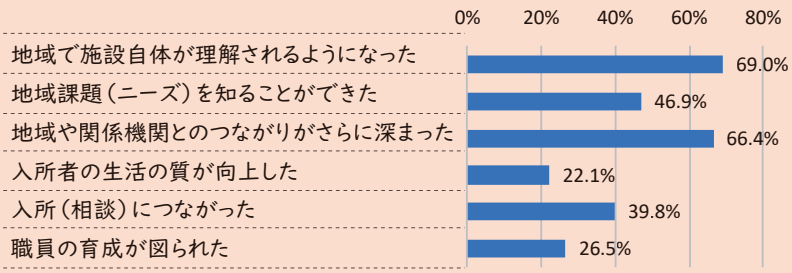

軽費老人ホーム・ケアハウスにおける活動のきっかけ

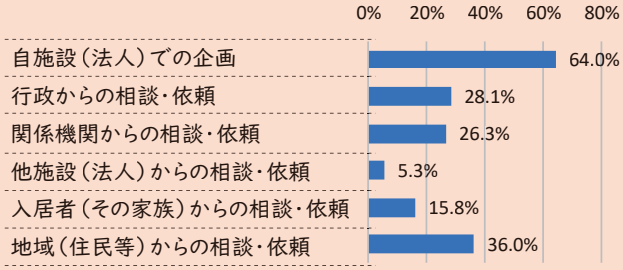

〔出典：令和2年度老人保健事業推進費等補助金「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」調査報告書〕

〔事例1〕長く安心して暮らせるためのアプローチ
― ケアハウス大宮（宮城県仙台市）―

相談員の看護職員による居室への訪問

閉じこもり防止につながる少人数での軽体操

活動のきっかけと経緯

当施設は2003年に定員50名で開設し、法人の運営理念の1つである「高齢者がいつまでも生きがいを持ち、安らかな生活を維持できるよう支援」に努めてきました。現在、入居者の平均年齢は80歳代前半で、介護度では要支援が約半数、要介護と自立がそれぞれ1/4程度の状況です。

開設当初、入居者からは「ここは行事もたくさんあって友達もできた」「このままここで暮らしたい」といった声がありましたが、15年以上を経過した現在では、「友達が亡くなってしまった」「体のあちこちが痛んできている」「いつまでここで暮らせるのか」という声が漏れ聞こえるようになってきました。

そこで、当施設では、住み慣れた場所で長く安心して暮らすことを目標に、施設全体で病気の早期発見と介護予防に取り組んでいくこととしました。

①病気の早期発見

入居者の身体的な状況を把握し、必要に応じて素早く医療へつなぐため、看護職員が相談員となり、1日2～3名の居室を訪問して、毎月1回、入居者全員の状況を把握しています。また、医療機関や家族と情報を共有するツールとして「受診ノート」を作成し、受診前後の状態や日常生活の様子を職員が記入して、主治医や家族に分かるよう工夫しています。

実際に、食事の摂取量が極端に低下していた要介護1の入居者を相談員が発見し、本人の体調や生活状況を確認、家族へ連絡したうえですぐに病院へ行きました。診断の結果、偏った間食が原因の消化不良であり、その後は受診ノートを活用しながら主治医からの指示を確実に行い、体調が改善された入居者もいました。

日常生活だけでなく医療的な視点から入居者の状態に気を配り、アドバイスを行うことで、入居者へ体調管理の意識付けができています。また、受診ノートにより職員間だけでなく関係機関との連携が取れる体制となっています。

②閉じこもり防止と介護予防

当施設では、従来より入居者全体に向けた定期的な運動として軽体操を行っていました。しかし、大人数で交流することの気疲れや決められた時間と場所に出向くのがおっくうであること、運動が必要なのは分かっていても体がしんどいといったことから、参加しない入居者もいました。

そこで、各フロアで個別に運動（軽体操）を企画し、少人数のグループでの開催や、うまく体を動かせない人への内容のアレンジなどに取り組みました。また、一人でもできる体操を覚えてもらい、居室でも継続的に行っているかの声かけをしました。

実際に、閉じこもり傾向が強かった要介護1の入居者に対して、フロアで軽体操を行う時に職員が居室へ迎えに行き、ほぼ1対1で体操をしたところ継続して参加するようになり、それをきっかけに歩行練習も行って活動量が増えた方もいました。

入居者は体を動かすことを意識するようになり、軽体操が転倒防止のための運動であると理解していきました。軽体操への参加者も大幅に増え、結果的にADL*を維持することにつながりました。

*ADLとは、日常生活動作（Activities of Daily Living）のことです。日常生活を送るために最低限必要な日常的な動作で、具体的には「起居動作・移乗・移動・食事・更衣・排泄・入浴・整容」動作を表します。

今後の展望

当施設では他にも、クラブ活動として近隣公園の清掃や緑化活動への参加、子ども会主催の廃品回収に参加し、入居者が地域と関わっている実感を持てるようにしています。

今後、入居者の高齢化や重度化はさらに進むものと予想されますが、それらに対してどのように向き合っていくか、終の棲家としてケアハウスのあり方はどうあるべきかを模索し、新たな取り組みにつなげていきたいと考えています。また、地域との連携・協働により「地域に開かれ、信頼される施設づくり」を目指していきたいと思います。

〔事例2〕受け入れて地域とつなげる入居支援
― 軽費老人ホーム（A型）宝寿園（愛媛県新居浜市） ―

地域貢献活動として海岸清掃に励む入居者の皆さん

他の入居者と一緒に楽しんだ誕生会

活動のきっかけと経緯

当施設は1983年に開設し、2007年まで1法人1施設の状況にあり、当初から幸薄い方々も受け止めようと、さまざまに困難な状態にある方々を受け入れて支援しています。

最初は約20年ほど前に施設へ依頼があり、罪を犯した方を受け入れました。その後も社会福祉協議会や地域の公民館などとのつながりの中で、多方面から諸事情のある方の入居の依頼があり、受け入れています。

受け入れの内容

①罪を犯した高齢者	県社会福祉協議会や更生保護施設と連携し、罪を犯した高齢者を受け入れて自立支援に取り組んでいます。施設に相談のある高齢者の多くは、コンビニやスーパーで万引きを繰り返して、前科となって刑務所に収監された方です。頼れる身寄りがなく、生活資金はもちろん、生活できる場所がないことから、まずは生活の場所の確保が重要になります。そのうえで、施設を生活拠点として関係機関と連携・協力しながら自立に向けた支援に取り組んでいます。入所している方は、再犯することもなく、他の入居者と何ら変わらない生活を送っています。
②DV被害者	同居していた配偶者や内縁関係にある人など、親密な関係にある人から日常的に暴力を受けているDV被害者の方を受け入れています。暴力の防止と被害者の保護を最優先課題とし、関係機関と連携してDV被害者の自立支援に取り組んでいます。受け入れにあたっては、特にプライバシーの守秘に最大限気をつけています。例えば、名前は入居の時から変名で呼ぶように全職員（入居者も含め）へ周知徹底して、実名で問い合わせがあった場合は「入居していない」と返答を統一しています。
③支援困難者	地域に住んでいる支援困難者を受け入れることにより、地域で孤立している高齢者に対して適切な生活環境を提供し、自立を促すとともに、支援困難者と地域住民とのトラブルを未然に防ぐ取り組みを行っています。最近では、いわゆるゴミ屋敷で暮らしていた高齢者を受け入れ、何年も入浴していない状態でしたが、入居により清潔な環境による快適な生活を送る方もいました。多くの方は入居した後に回復し、退所して自宅へ帰り、通常の生活に戻る方が多いです。

支援の内容

施設で受け入れる際、①まずは県社会福祉協議会や包括支援センターなどから相談があり、②相談員による本人との面接や関係者から情報を収集し（地域ケア会議の場合あり）、③成年後見制度や介護保険サービスの活用を検討したうえで、受け入れています。

諸事情による入居者を特別視することはなく、一人の人間として尊重し、他の入所者と変わらずに接することで家庭的な暮らしを支援しています。また、お祭りや文化祭などの施設行事を通して、地域との交流やつながりを大切にし、地域の一員としてともに暮らしていけるよう支援しています。さらに、地域貢献活動への参加を支援し、常に支援される側ではなく、地域の一員としてともに地域を支える活動を行っています。

今後の展望

これまで、諸事情のある多くの方を受け入れ、地域のニーズに対して受け皿的役割を担ってきました。現在では、地域包括支援センター協力機関の職員を当法人の地域担当理事に置いたうえで、地域ケアネットワークや自治会活動に参加しています。

今後は、サービスの狭間にある地域のニーズを発掘し、積極的にこちらから関わるアウトリーチが求められます。各機関と連携し、地域におけるニーズの把握に努め、安心して共に暮らせる地域づくり、地域共生社会の実現に向けて一役を担えるよう活動していきたいと考えています。

〔事例3〕生きる力につながる給食サービス
― ケアハウス ゆめあいの郷（島根県邑南町） ―

「ゆめあいの郷」での昼食の様子

通ってくる利用者と入居者との一緒の食事

活動のきっかけと経緯

当施設にて、この給食サービスを始めた1995年頃は、社会福祉法人による地域貢献という意識はなく、ただ、近所に困っている高齢者がいて、その方を助けられるならとの想いで始めた活動でした。

その方（Aさん）は、奥様と死別されて独居となった後、栄養不良で入院し、退院する際に心配された民生委員と保健師が、当施設にAさんの食事について相談に来たのがきっかけでした。Aさんは大工仕事としていたことから職人気質の方でしたが、独居となった後、自宅の室内は荒れ、身なりも構わず、食事もまともに取れていないことから入院されたとのことでした。

そこで、自宅が施設から徒歩で数分と近かったことから、Aさんに当施設まで来て食事をとってもらうとして始めたのがこの活動でした。

活動の目的と内容

活動を始めた1995年当初、この活動の利用者はAさんのみでした。目的は、Aさんに食事を提供し、栄養を改善して健康を回復することにありました。なお、活動にあたっては、①食堂とは違うため、当施設で提供するものと同じメニューとすること、②当施設の入居者と同じ食事時間とすること、③飲酒は禁止、④身だしなみに気を付けること、⑤入居者へ説明して理解を得ることを確認したうえで、開始しました。

一方で、Aさんと入居者がうまくコミュニケーションを図れるか、不規則な生活をしていた中で食事の時間に来てくれるか、入居者とトラブルにならないかなど、懸念されることもありましたが、そうした不安は杞憂に過ぎませんでした。

活動の成果①

Aさんは1日2食（昼、夕）決まった時間に食べに来られ、たちまち元気になり、健康状態も徐々に改善されました。また、職人気質で口数が少ない方でしたが、入居者や職員とも打ち解け、施設の行事にも参加されるようになり、笑顔も見られるようになりました。さらに、懸念された身だしなみや飲酒によるトラブルもなく、大工仕事を再開されるまでに回復されました。Aさんからは、「ここでお世話にならなかったらどうなっていたか…。せめてものお礼に大工仕事があればいつでも言ってほしい」と感謝され、ご厚意に甘えて施設の補修をお願いし、施設環境が良くなったこともありました。

こうしたAさんの姿を見て、調理員をはじめとした施設職員は嬉しさを感じ、仕事のやりがいにつながりました。また、とかく閉鎖的になりがちだった施設において、外部の方と交流する機会があったことは貴重だっと思います。

活動の成果②

このAさんへの取り組みが口コミで広がり、給食サービスの希望者は増え、施設へ食べに来られる方だけでなく、お持ち帰りで利用される方も多くなっていきました。そして、この利用者の方々が当施設をPRしてくれ、多くの方の入居につながっただけでなく、利用者本人が実際に入居されたケースもありました。 また、利用者が自分で作った野菜や米を持ってきてくれたり、イベント時に写真やビデオ撮影を行ってくれるなど、それぞれの特技を活かして施設運営に協力いただいています。

施設で提供されるバランスの摂れた食事を在宅で暮らしながら食べられることが安心となり、それが生活意欲の向上につながっているだけではなく、施設に食べに来ることで閉じこもりの防止となり、さらには利用者と施設入所者の交流にもつながっていることを実感しています。

今後の展望

この活動を通して、食の確保によりいきいきとした生活を送る方が増えています。受入れ人数の制限はありますが、もっと身近で利用しやすいサービスとなるよう啓発を行い、施設機能を社会資源の一つとして活用していただけるよう努めていきたいと考えています。

また、今後、高齢者世帯や独居の方がますます増えていく中で、私たちの地域においてその人らしく暮らし続けるためのサービスにはさらなる工夫が必要と思われます。そのひとつとして、給食サービスを続けていくとともに、このサービスをきっかけに施設から発信できることへの取り組みを模索し、法人の基本理念である「輝いて いのち」の使命を果たしていきたいと思います。

〔事例4〕買い物支援バスによる地域と共に歩む支援
― 軽費老人ホーム アスワン山荘（山口県宇部市） ―

小型車で迎えに行き、待機するマイクロバスに乗り換えする皆さん

大型スーパーの入口で降車する皆さん

活動のきっかけと経緯

当施設は、宇部市北部の緑豊かな農山村地域に立地しています。多くの農山村地域がそうであるように、高齢化、過疎化が大変深刻です。1978年の開設当初から「地域と共に歩む」をキャッチフレーズに、施設自体が自治会に加入する等、地域との関わりに力を入れてきました。その中で「地域奉仕日」として元気な入居者と地域有志の方々による地元公園などの清掃を月1回行うほか、独居高齢者宅への在宅訪問や配食サービスなどを継続的に行っています。

しかし昨今、地域への公益的な取り組みがより一層求められるようになり、これまでは地域との関わりも施設行事の一環でしかない側面があったことから、本当の意味で地域高齢者の生活を支える公益活動とは何か、つまり地域の高齢者が今一番困っていることは何かを考え始めました。因みにこの活動を始めた2016年当時の宇部市の高齢化率は30%程度でしたが、当施設が立地する地域の高齢化率は約47%で、市内で最も高齢化率が高い地域でした。

このような状況の中、ある時の自治会総会において「高齢になり車も手放し、子ども達も遠くにいるので、なかなか買い物に行けない」といった声が多数あったことから、地域の福祉委員に調査を依頼して、買い物に困っている人がどの程度いるかを把握したうえで、当施設のマイクロバスを使った支援活動を始めました。

活動の目的と内容

この活動は、地域において買い物に困っている高齢者を対象として、毎月1～2回程度、当施設のマイクロバス（29人乗り）送迎による買い物の支援を目的としています。希望する方からは、予め所定の登録票を提出してもらっています。

送迎は自宅の玄関まで、つまり「door to door」を原則とし、買い物に要する時間は2時間程度です。特に買い物後の自宅玄関までの送りは、重い手荷物を持った高齢者にとって大変有意義なことだと考えています。

実施予定日等の具体的な内容については、各戸に毎月配布される地域の広報誌に掲載し、周知を図っています。また送迎中に万が一事故等が発生してしまった場合の対応として、法人の費用負担で、当日買い物に参加された方の傷害保険への加入もしています。更には、いつでも連絡できるよう緊急連絡先を記載した名刺サイズのカードを配り、買い物中の事故やトラブル等に備えています。

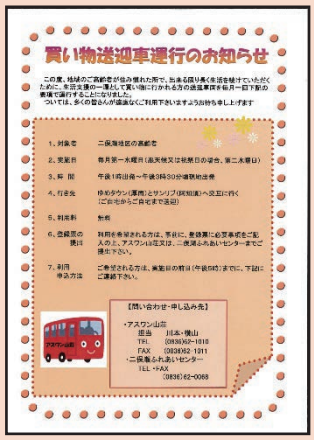

買い物送迎車運行のお知らせ

この度、地域のご高齢者が住み慣れた所で、当施設(居住)と共に歩む活動を続けていただくために、生活支援の一環として買い物に行かれる方の送迎事業を毎月一回下記の要領で運行することになりました。
ついては、多くの皆さんが積極なご利用下さいますようお待ち申し上げます

1. 対象者　二俣瀬地区の高齢者
2. 受付日　毎月第一水曜日(臨時検査は祝祭日の場合、第二水曜日)
3. 時　間　午後1時出発～午後3時30分頃帰着迄
4. 行き先　ゆめタウン(厚南)とサンリブ(厚狭駅)へ交互に行く
(ご自宅からご自宅まで送迎)
5. 料金料　無料
6. 登録票の提出　利用を希望される方は、事前に、登録票に必要事項をご記入の上、アスワン山荘又は、二俣瀬ふれあいセンターまでご提出下さい。
7. 利用申込方法　ご希望される方は、乗車日の前日(午後5時)までに、下記にご連絡下さい。

【問い合わせ・申し込み先】
・アスワン山荘
担当　川本・横山
TEL　(0836)62-1010
FAX　(0836)62-1011
・二俣瀬ふれあいセンター
TEL・FAX
(0836)62-0088

活動の成果

買い物支援バスの利用登録者数は40名、一度の利用者数は約15名で、毎回利用される方が何人もいます。高齢者であれば誰でも気軽に申し込みができるようにして、身体状況や家族構成など利用者の対象条件を細かく設定しなかったことや、買い物後の荷物のことを考慮して、玄関から玄関、つまり「door to door」の送迎を行ったことが大変喜ばれています。

また、多くの方にとって買い物支援バスが重要な生活の支援になっていること、閉じこもりがちな高齢者には外部との交流や気分転換のきっかけ作りができ、孤独感の緩和にもつながっていること、この活動を継続することで、地域に住む高齢者の在宅生活の大きな支援になっていることを効果として実感しています。

今後、実施回数を重ねることで利用者との関係を深め、会話を交わす中で更なるニーズの掘り起こしや、今後の地域活動のヒントを得ることにもつながっていくと感じています。

今後の展望

この活動を始めた当初は月1回の実施でしたが、登録者の要望に応えて今は毎月2回実施しています。今後は、買い物の行き先や対象者の範囲拡大など、地域からの要望を積極的に取り入れていきたいと考えています。

また、登録者のADLが低下し一人で買い物ができなくなった場合も、付添ボランティアを広く市民に要請する等、希望される限り参加できる支援体制を整え、名実ともに「地域と共に歩む」施設になりたいと考えています。

〔事例5〕施設機能をフル活用した地域貢献
― 軽費老人ホーム なかがわ苑（福岡県那珂川町） ―

職員派遣や備品貸出によりサポートした地域の運動会

会場準備・片付けなどの運営に携わった地区敬老会

活動のきっかけと経緯

当施設は1980年の開設当初から、地域において何かあれば頼られる存在でありたいと考え、行政や関係機関と良好な関係を築いてきました。また、施設のお祭りや運動会に地域住民を招待し、地域交流活動を行ってきましたが、そこから地域のための活動へと発展させるためには何が求められるのかを考え、自治会の会議に参加して地域のニーズを聞き取りました。すると、中山間地のために高齢者人口が増え、地域住民が交流できるイベントや伝承行事の開催が難しくなっていることや、災害が発生した時、地域の避難場所である公民館が浸水想定地域に指定されていため、高齢者の避難場所がないことなどが挙げられていました。

こうしたことから、当施設では地域に求められる施設を目指して、さまざまな取り組みを行うようになりました。

①生活困窮者の受け入れ

ここ数年、身寄りのない方や生活保護受給者の相談が増えており、当施設でも地域のセーフティーネットとしての役割が求められていると感じていました。その中で、隣の市にある地域包括支援センターと市役所から「親族がおらず、脱水症状で入退院を繰り返している高齢者がいて、このままでは命に関わるために早急に入所できる施設を探しているが、入所ができる施設がない」との相談があり、施設で受け入れることを決め、その1か月後に入居されました。

入居後の支援として、施設では食事の提供や健康管理、清潔保持など、行政は生活保護支給や各種相談などを行いました。身寄りもいなかったため、民間の保証会社が医療同意や死後事務などの身元保証を担いました。

その後、健康状態は改善され、何かあった場合の安心も確保されたことから、今では当施設で穏やかに生活されています。

②地域行事への応援

施設のある地域では、夏祭りや運動会、敬老会、どんと焼きといったイベントや伝統行事が行われていますが、若い人が少なくなり、行事の開催が難しくなっています。そのため、そうした地域行事へ施設職員を派遣し、テーブルやテント、音響機器などの施設備品も貸し出して、行事の準備から当日の運営、後片付けなどのサポートを行っています。

毎年、多くの方々が参加され、地域住民からは「今年も行事が開催できた」「参加して楽しかった」といった声が聞かれ、大変喜ばれています。

③地域との災害協力

施設のある地域では、2009年の中国・九州北部豪雨により、地域の緊急避難場所に指定されていた公民館が浸水し、それ以降、この地域には避難場所がない状態が続いていました。そこで、施設は高台に位置しており、浸水や土砂被害の可能性は少ないことから、行政や地域と協力して災害時は地域に避難場所として開放しています。

豪雨などの際、警戒レベル2の時点で、施設から地区長や民生委員へ受け入れ可能な人数などを連絡します。そして、警戒レベル3になると地区長や民生委員から施設側へ避難希望者の情報が寄せられ、必要があれば施設職員が避難希望者を迎えに行く体制を取っています。 避難者へ開放する場所は空き居室や宿直室などで、必要により食事や寝具などを提供します。実際に2018年7月に大雨特別警報が発令された際には10～80歳代までの10名が当施設へ避難されました。

このように、災害が発生する恐れの場合、地域と施設が協力して対応し、行政と地域包括支援センターとも連携と取りながら、地域住民の安全と安心を守っています。

今後の展望

入居者への支援はもちろん、地域においても、施設の持つ人とモノの機能を最大限に活かすことが求められています。地域で行事を行うことで、住民同士が顔の見える関係を作り、それが地域における互助につながります。災害協力でも、施設機能を活かすことで地域住民が安心して暮らせる地域となれます。これからも地域共生社会の実現に向けて、施設が地域住民やさまざまな関係機関とスクラムを組み、新たな地域ニーズを発見しながら、地域に求められる施設を目指していきたいと考えています。

〔事例6〕ケアハウスを拠点とした地域共生ネットワーク
― ケアハウス 辰巳彩風苑（千葉県市原市） ―

施設内に設置している「辰巳ふれあいセンター」の事務所

地域住民がたくさん参加する筋金近トレ体操の様子

ネットワーク構築のきっかけと経緯

1980年ころ、いわゆる社会的入院をしていた患者さんに対してDr.だった法人創設者が「あの森にあなた方の住む家を作るよ」と約束したのがすべてのはじまりでした。その約束は特別養護老人ホーム辰巳萬緑苑開設として果たされ、開かれた施設となるべくバザーやお祭りを地域に開放した結果、地域との絆が深まりました。1988年社協の呼びかけで地域諸団体による「辰巳福祉ネットワーク」が発足し、当特養に事務拠点が置かれ、「福祉で町おこし」をスローガンに地域と施設が一緒に福祉活動を展開するようになりました。

ケアハウスが拠点となった経緯

1999年、閉鎖された仮設店舗を市が地域に貸してくれることになり辰巳ボランティアセンターが開設されました。活動が拡大し特養内では手狭になっていたため、ネットワークの事務局もそこに引っ越すことになり、地区中心部に拠点を得たネットワーク活動はますます充実したものになりました。しかし数年を経て、市原市ボランティアセンターを市の中心部に新規開設することと共に、老朽化した辰巳ボランティアセンターは2009年以降の使用は認められないことを市が決定します。そこで私たちは再び法人内にネットワークを呼び戻す決断をし、ケアハウスのデッドスペースを改装して2009年夏辰巳ふれあいセンターがオープンし、その結果ケアハウスが住民福祉活動の拠点となっていきました。

辰巳ふれあいセンターでの活動 ①たすけ合い辰巳ねこの手

2005年から始まった福祉有償ボランティアで、対象者は地域に住んでいる高齢者や障害をお持ちの方、もちろんケアハウス入居者も対象です。片づけや草刈り、話し相手、付き添い、ペットのお世話、お墓の掃除など業務内容は多種多彩で、いわば「福祉の便利屋さん」です。利用会員、協力会員とも登録制で、事務局がコーディネーターとなって両者をマッチングします。ケアハウス入居者が利用者として評議員に名前を連ねています。

辰巳ふれあいセンターでの活動 ②筋金近トレ体操

施設で行っていた市原市推奨の体操ですが、入居者だけではもったいないからとセンターに出入りする人に声をかけたところ評判となり、たくさんの地域住民が施設で週1回一緒に体操をするようになりました。施設はあくまでも裏方という姿勢に徹し、入居者と地域住民に協働で自主的に運営していただいています。会場設営、体操前の血圧測定、後片付けを参加者が協力して行い、定期的に茶話会や会食会を開いたり、体操後にレクリエーションを取り入れるなど運営メンバーが工夫を重ねた結果、とてもにぎやかな楽しい場となっており、あまりに参加者が増えてしまったため会場を分散し、“分校”も誕生しました。また指導者を育成するアンバサダー講習会を行い、これまで入居者を含む20名以上の方が修了し、地域で活躍しています。当施設と地域住民の協力体制により、健康活動の循環が生まれています。

活動の成果と今後の展望

センターにつながる広間ではネットワーク所属の団体が「子育てサロンSUKUSUKU」を運営しています。またネットワークの配食事業の弁当をケアハウスが作ったり、ネットワークと協力してデイサービスカーの空き時間に地域住民のための買い物ツアーを行ったり、施設と地域の垣根がなくなることで「今ある資源」が活用され単独ではできなかったこともできるようになっています。今後も地域とともに知恵を出し合い地域福祉の向上に努めたいと思います。

このページは、お手に取った方が自由にお使いいただける内容となっています。

ご家族や地域の方で生活にお困りの方はいませんか？

お近くにある軽費老人ホーム・ケアハウスを探してみましょう！（施設名や連絡先など）

私たちが受け止めます。お気軽にご相談ください。（軽費老人ホーム・ケアハウス施設使用欄）

令和2年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
「地域共生社会の実現に向けた養護老人ホーム及び軽費老人ホームのあり方に関する調査研究事業」

令和3年3月
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階
TEL:03-5211-7700 ／ fax:03-5211-7705 ／ MAIL: js.jimukyoku@roushikyo.or.jp